

アメリカの公共図書館における図書館委員会の意思決定 －図書館関連雑誌の記事に見る近年の状況－

荻 原 幸 子

1. はじめに

本稿では、アメリカの公共図書館（以下「図書館」と記す）における「図書館委員会（board of trustees, library board）」が、図書館運営のどのような意思決定を行っているか、その具体的な状況の一端を明らかにする。

図書館委員会とは、市町村や郡、あるいは、図書館行政のために設置された課税権のある図書館区（library district）などの地方公共団体が、それぞれの州法の規定にもとづいて設置した、図書館運営を担う組織体である。個々の自治体における図書館の最高意思決定機関であるとも説明される^{1) 2)}。税の徵収を伴う図書館区の場合には、それが設置されてから一定期間内に図書館委員会を設置しなければならないと各州の州法で定めている。一方で、一般財源により図書館が運営される場合には、地方行政の統治機関（行政組織や議会）が運営の意思決定を担うこともできる³⁾。

図書館委員会の権限は、図書館運営の基本方針、図書館長の人事、職員の採用指針や俸給表、図書館建物の新增築・改築、起債を含む財政等であり、これらについて判断や意思決定を行う。また、図書館長に委ねられた日常的な図書館業務を監視する役割もあるとされる。それらの権限を担う委員は、当該地方公共団体の統治機関によって任命されるか、もしくは選挙によって選ばれ、原則無給であるとされる²⁾。委員の属性について山本は、“ベテランのライブラリアン”、“功成り名を遂げた当該コミュニティの名望家”、“地元財界人や法律家などの専門職業人”、図書館友の会のメンバー等を挙げるとともに、“一定程度女性を加えようとしたり、職業構成や人種的配慮がなされた

り、マイノリティを意識的に選ぶことなどもある”とする。定数や任期は州によって多様である。

図書館委員会は、19世紀のアメリカにおいて普及した、“専門的行政職員が実施する行政活動を市民の代表が監視するという素人統制（layman control）の思想”のもとに今日まで存続する、いわゆる「行政委員会」の一つであるとされる⁴⁾。わが国の1946年から始まる図書館法制定過程において、1947年半ば頃までは「館長の任免、予算の決定、其他重要な事項」に関する権限を有する、公選委員により構成された「図書館委員会」の構想が出されていたことは良く知られるところである。この構想は後に、社会教育法との整合性等の理由から、図書館長の諮問に応じ、図書館奉仕について館長に対して意見を述べる「図書館協議会」（図書館法第14～16条）の規定となった。当初の「図書館委員会」の構想に対して「図書館協議会」は、“住民自治、参加の原理からすると、当初の構想からよほど後退したことは否めない”^{5) [p.158]}と指摘されるが、多様な出身母体から構成された委員が、実質的な協議を公開の場で定例的に行うなど、法律に基づく図書館運営への住民参加制度として有效地に機能させることができた^{5) 6)}。

以上を踏まえ、本稿では図書館委員会を、図書館運営における住民参加論の一環として論考する。わが国の図書館法では制度化されなかったアメリカの「図書館委員会」に着目する理由は、図書館運営のあり方を追究するうえで枠組みとされる行政学（地方自治論）の住民参加論にある。

行政学における住民参加の議論では、シェリー・アーンスタイン（S. R. Arnstein）が各参加形態の住民関与のレベルを梯子（ladder）に例えて説明した「市民参加の8階級（ladder of citizen participation）」が、しばしば言及される（図1参照）。梯子の1段目は世論操作（Manipulation）とされる。この段階は、行政が指名した住民を委員とする行政主導の審議会がとりあえず設置されるなど、行政によるいわゆる「アリバイ作り」の状況が該当する。2段目はセラピー・緊張緩和（Therapy）であり、住民は行政に対する不満を吐き出すことで不満が癒され、いわゆる「ガス抜き」をされる段階である。アーンスタインは、これらの段階を「非参加（Nonparticipation）」の状態とする。3段目は「情報提供（Informing）」であり、住民が行政から一方的に

情報を与えられる段階である。4段目の「相談 (Consultation)」は、住民が行政から表面的に意見を聽かれる段階である。行政の関心は、例えば「意見聴取に何人が回答したか」という点にあり、住民の意見やアイディアが考慮される保障はない。5段目の宥和策 (Placation) は、行政が住民に歩み寄ろうとして、形式的に参加の機会を増やしたり、住民公募による委員を審議会の一員とすることなどの状況が該当する。これらの3段階は、住民がある程度の影響力を及ぼしうる段階に入っているとして、「形式的参加の段階 (Degree of Tokenism)」とされる。6段目の「パートナーシップ (Partnership)」になると、住民と行政による様々な力が分有され、情報の共有化がなされ、あるいは、政策決定に住民が参加する段階となる。さらに7段目の「権限委譲 (Delegated Power)」では、住民が行政評価指標や成果目標を設定するなど、住民に決定権限が委譲される。そして最上段である8段目の「市民コントロール (Citizen Control)」は、住民が設定した行政評価指標にもとづいて住民自身が評価を実施するような、住民による自主管理の状況が該当する。6段目以降の上位3段階については、「市民権力の段階 (Degree of Citizen Power)」とされる⁷⁾。

榎原はこの階梯を、実質的な権限委譲の程度による“参加の評価基準”であるとし、“梯子の上位ほど高度の住民参加類型”であると説明する。そして、わが国においては比較的新しいパブリック・コメントのような住民参加制度も、その評価は必ずしも高くないこと、また、説明責任を果たすための行政による情報提供もかなり下位に位置づけられるにすぎないと指摘する⁸⁾。早田はこれを“参加の段階を観察する理論であるとともに、この階梯を段階的に市民がステップアップする‘べき’ものと考えられ”ており、“市民自身が政策を自主的にコントロールすること”を最終的な理想として“統治権の奪取を段階的にめざす”ものであるとする⁹⁾〔p.211〕。

アーンスタインによる8階梯が発表されて以降、これを参考としたモデルが様々に提示されている⁹⁾。例えば、D. バーンズ (Danny Burns) らは「市民エンパワーメントの階段 (ladder of citizen empowerment)」として、1) 市民への欺き (Civic hype)、2) 形式だけの協議 (Cynical consultation)、3) 乏しい情報 (Poor information)、4) 顧客ケア (Information customer care)、

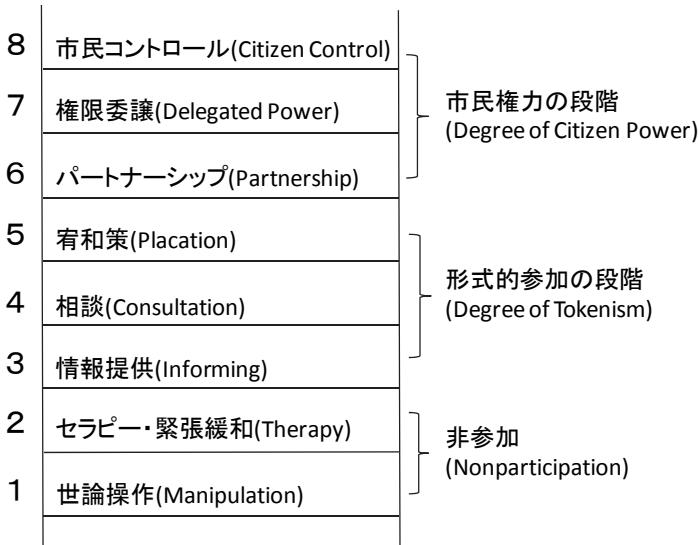


図 1 市民参加の 8 階梯⁷⁾

5) 質の高い情報提供 (Consultation high quality)、6) 真の協議 (Advisory bodies genuine)、7) 実効的な諮問機関 (Decision-making effective)、8) 政策決定権の限定的分権化 (Limited decentralized)、9) パートナーシップ (Control partnership)、10) 統制権の委譲 (Control delegated)、11) 信任型統制 (Control entrusted)、12) 独立的統制 (Interdependent)、という 12 段階のモデルを示した。このうち 4 段目までは「市民非参加 (Citizen nonparticipation)」、5 ~ 10 段目までを「市民参加 (Citizen participation)」、そして最上段の 11 ~ 12 段目を「市民統制 (Citizen control)」としている^{10) 11) 12)} (図 2 参照)。

わが国でも田村は、住民の参加の度合いに応じた、①関心、②知識、③意見提出、④意見と応答、⑤審議 (あらかじめ提出された案の検討)、⑥討議 (市民同士の討論)、⑦市民立案、⑧市民運営、⑨市民実行、の 9 段階を示し、初めは政府の施策や行動について関心をもち情報を得る程度だが、次第に意識を高め、より高次の次元になり、市民が責任をもって政策を決定し、それを自主的に実行していく段階に進むと説明する¹³⁾。佐藤は住民の関与度の違い

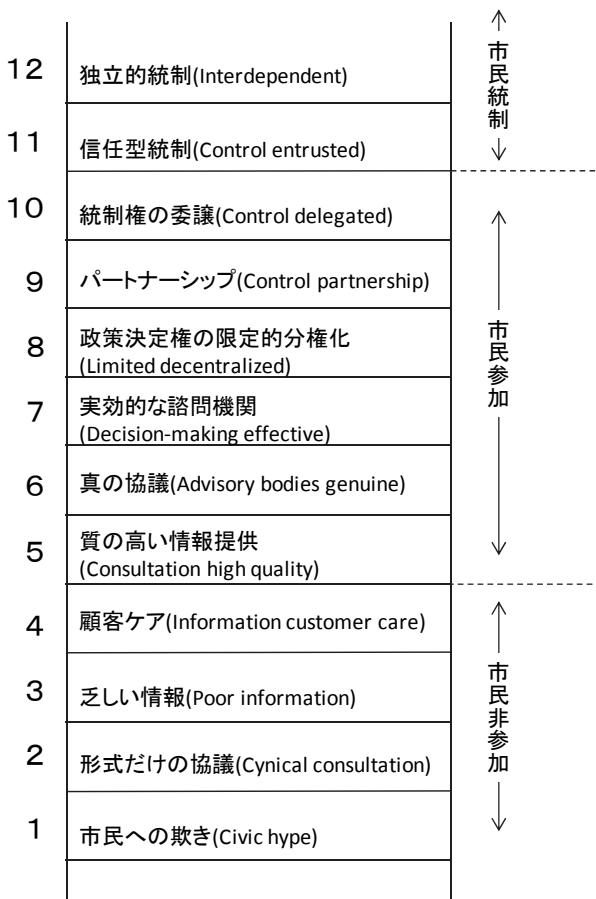


図2 市民エンパワーメントの階段^{10) 11) 12)}

から、①行政主導型の市民参加（市民の意見を聞くものの、基本的に行行政が決定する）、②協働（市民と行政がともに考え、ともに行動する）、③自治（行政の関与度は最も低く、住民主導である）という3段階を示す（市民参加のエレベータ・モデル）。そして、①についてはアンケート（市民意識調査等）、パブリック・コメント、公募による審議会委員の登用など、②は市民会議による条例や計画づくり、③は市民立法、コミュニティ組織への権限委譲、な

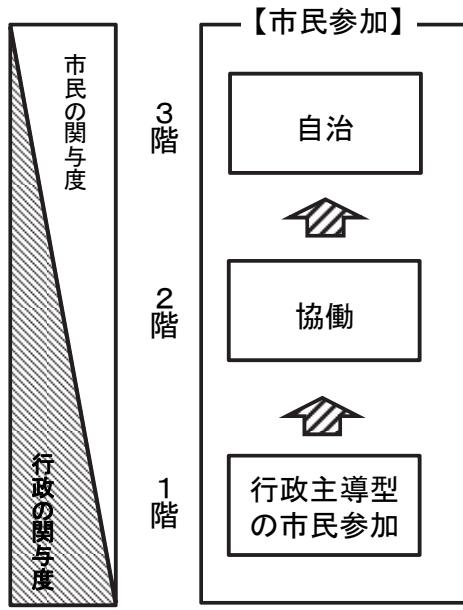


図3 市民参加のエレベータ・モデル¹⁴⁾

どの実践がそれぞれ相当するとしている¹⁴⁾（図3参照）。

図書館運営に関する住民参加は、図書館協議会の委員の住民公募、利用者に対するアンケート調査、計画等に関するパブリック・コメントや市民満足度調査、市民会議など、近年では決して珍しいことではない。ただしアーンスタイン等による上述の住民参加の階梯論に照らしてみると、これらの実践は行政が最終的な決定権限を有する「形式的参加の段階」や「行政主導型の市民参加」に留まるものといえる。一方で、図書館運営において最高意思決定機関とされるアメリカの図書館委員会は、意思決定において住民が大きく関与する、あるいは、大きな権限を有するという点において、より上位の段階（「市民権力の段階」「市民統制」「自治」）に位置づけられる組織であるといえる。従って、図書館運営に関する意思決定権限を有する住民組織の実際の状況を明らかにすることは、わが国の図書館運営における住民参加の今後の展開を検討するうえで、有意義な示唆を得られるものと考える。

2. 調査方法

本稿では、各図書館の図書館委員会が 2000 年以降に意思決定をした内容について、図書館関連雑誌に掲載された記事にもとづいて把握する。具体的には、まず、2000 年から 2015 年 11 月までの図書館委員会に関する記事を収集するために、EBSCOhost の Academic Search Premier により、検索式を (public library or public libraries) AND board of trustees とし、出版時期を 2000 年以降に限定した文献検索を行った。次に、検索された 78 件から、図書館運営による意思決定の内容が示されていない記事（例えば、選出された新委員長の経歴、州知事と議会が図書館委員会の委員の解雇に関する権限を市長と区長に与えたこと、図書館委員会の前委員によるフィルタリングソフトの調査、図書館委員にとって有用な Web サイトの紹介などの記事や、投書欄の記事、学術論文など）を対象外とした。さらに、国立国会図書館の Web サイト「カレントアウェアネスポートアル」から発信された「図書館委員会」に関する情報も対象とした。このように収集し取捨選択した 40 件の記事について、意思決定のテーマ（何についての決定か）により分類した。対象とした記事の書誌事項を「付表 1 調査対象記事」に示す。

3. 調査結果

調査対象とした雑誌記事を分類した結果、図書館委員会は（1）図書館長の人事、（2）財政、（3）図書館計画、（4）資料提供の自由、（5）利用者の問題行動への対応、についての意思決定をしている状況が明らかになった。以下、順にその概要を示す。なお、参照した記事の出典については、付表 1 の「出典番号」を〔 〕内に示した。

（1）図書館長の人事

Dundee Township 公共図書館（イリノイ州）では、新任の図書館長として州内の大学院（図書館情報学）の Assistant Dean を指名し [1]、New Orleans 公共図書館（ニューオリンズ州）では図書館長の公募を開始する[2]

など、先に示した通り、図書館委員会の権限の一つに図書館長の人事がある。Knox County 公共図書館システム（テネシー州）では、館長の退職にともなう「暫定的な」新図書館長として、長期間にわたり図書館委員会の委員であり、前委員長でもあった人物を指名したことについて、多くの住民から非難の声が上がり、州の図書館協会等からは全国公募をするべきであるとの意見が出された [3] [4]。Berkeley 公共図書館（カリフォルニア州）では、辞職した図書館長の後任を選出するプロセスに対して住民から、公募要件を作成する段階でコミュニティの意見が求められていないなどと批判された [5]。Oak Lawn 公共図書館（イリノイ州）の図書館長である Casey は、「時間はかかるとしても、図書館委員会と図書館員とのパートナーシップによる十分な情報にもとづいて選出することが、早まった結論や誤った選択を回避する最良の対策である」とし、書類選考や面接に図書館員が同席することや、別の州で働いていた候補者の場合には、職員がその州立図書館や図書館協会に問い合わせをするなどの情報収集の必要性を指摘する [6]。また、Minneapolis 公共図書館（ミネソタ州）の図書館委員会は、給与の額を理由に候補者 2 名から辞退されたため、州法による給与規定が「全国的な人材市場で競争することを難しくしている」として、議会や行政当局に対して図書館長の給与の増額を求めている [7] [8]。一方で、同図書館委員会は、資金獲得やアウトソーシングに関する能力を備えた多くの候補者から選出できるように、図書館学の修士号(MLS)の公募要件を削除することを勧告し、市議会での承認を得ている [8] [9]。

現職の図書館長に対する判断が求められる場合もある。例えば、Atlanta-Fulton 公共図書館（ジョージア州）では、図書館委員会が委託したコンサルタントによる調査報告書において、職員の図書館長に対する不信感や、図書館長のマイクロマネジメント（強い干渉や監督を伴う経営）等が指摘されたことにより、人事面での館長の決定権限を強化するとともに、図書館長に対して管理者職者研修や感受性訓練を受けることを命じた [10]。Hasbrouck Heights 公共図書館（ニュージャージー州）では、警察から利用者の貸出記録の提出を求められた際に、州法に基づいて捜査令状を要求した図書館長の判断に対して、行政官や一部の図書館委員から「故意に捜査を妨

害した」「事件の深刻さを踏まえると判断ミスであった」という批判があり、館長の懲戒に関する非公開の協議を行うことになった [11] [12]。Tomah 公共図書館（ウィスコンシン州）では、図書館長が所定期間内に図書館学の修士号（MLS）を取得できなかったために図書館に対する助成金が全額削減されるという事態に対して、図書館長の留任と学位取得までの期間の延長、及び、助成金の部分的な削減を認めた [13]。

図書館長の解雇については、図書館員との対立や、施設やプロジェクトに関する図書館委員会との見解の相違を理由として、再雇用契約をしないことを決定した Minneapolis 公共図書館（ミネソタ州）[14] や、図書館委員会の支持を得られずに図書館長自らが辞職した Rockford 公共図書館（イリノイ州）[15] などの事例がある。また、Homestead Carnegie 図書館（ペンシルベニア州）では、財政難を理由として、図書館長を一時的に解雇する措置を取った [16]。図書館委員会による解雇の意思決定に対して、住民が反対の意思表示をする場合もある。例えば Boston 公共図書館では、現職の図書館長との契約更新をしないことを決定する会議室に、当該館長の実績を支持する住民が集まった [17]。また、Lincolnwood 公共図書館（イリノイ州）の利用者は、解雇された図書館長の復帰を求める陳情書を図書館委員会宛に提出し、それが否決されると、次期図書館委員長の選出において、現職の委員長に対抗する候補者を立てることを表明した [18]。Gwinnett County 公共図書館では、貸し出し型図書館を目指す経営戦略を展開した、在任 15 年の図書館長の解雇を決定する会議の場に、200 名以上の住民が抗議のために集まつた [19] [20]。

これらの事例を通して、図書館長の人事に関する決定では、(1) 選出と解雇に関しては、一般住民からも注目されていること、また、(2) 選出プロセスや給与など、より適切な人物を雇用するための条件整備にも関与していること、(3) 現職館長の業務に関して発生した様々な問題への具体的な対応をしていること、などの状況が把握される。

（2）財政

財政面については、前年度の削減分を復活した Akron-Summit County 公

公共図書館（オハイオ州）[21]、逆に、予算の削減に同意した Providence 公共図書館（ロードアイランド州）[22] など、厳しい財政状況のもとでの意思決定が行われている。また、友の会の終身メンバーから遺贈された資金の使途の検討 (Pickaway County District 公共図書館（オハイオ州）)[23] や、税収による図書館基金の設立 (Evanston 公共図書館（イリノイ州）)[24]、市外の図書館未設置地域の住民に対するサービス提供に関する資金面での郡との協議 (San Antonio 公共図書館（テキサス州）)[25]、市外居住者に対する貸し出しカード発行の無料化 (Tacoma 公共図書館（ワシントン州）)[26] など、隨時発生する様々な課題に対する意思決定を行っている。この他、Jackson-Madison County 図書館（テネシー州）では、裁判所が図書館の民間委託に関する決定権限を図書館委員会に認めたことにより、図書館の運営費用の最適化（給与の削減）のために、民間 2 社とこれまでの図書館の管理部門との間で競争入札を実施することを決定した [27]。

（3）図書館計画

Jacksonville 公共図書館（フロリダ州）では、図書館長の支援や市長との連携のもとに、図書館運営やサービスの今後のあり方をまとめた 5 カ年計画の策定に関わっており [28]、Fairfax County 公共図書館（バージニア州）では、図書館学の修士号等の資格を要件としないサービス担当職員の配置が盛り込まれた計画の実施を、一時的に休止することを決定した [29]。

施設計画に関しては、予算に関する 4 種類のシナリオを作成し、そのうち 2 種類に複数の分館の閉鎖計画が含まれている Minneapolis 公共図書館（ミネソタ州）[30]、26 分館のうち 4 館を閉鎖するという図書館長の提案を承認した Boston 公共図書館（マサチューセッツ州）[31] など、厳しい財政状況を背景とした運営予算の削減により、分館を閉鎖する決定を行っている。Erie 郡（ニューヨーク州）では、設備、アクセシビリティ、活動状況など 19 の指標を用いて各分館を総合評価した結果、全 52 館のうち 24 館を閉鎖しなければならないと判断したが、郡の南西部には図書館がなくなってしまうことへの配慮や、住民からの見直し要求、財源の確保などにより 16 館を閉鎖することにした [32]。市と州からの補助金により運営されていた私立

図書館の Providence 公共図書館（ロードアイランド州）では、分館 9 館のうち 5 館の閉鎖を検討していたが、9 館全てを市に移譲することにより存続させることを承認した [33] [34]。

（4）資料提供の自由

図書館資料や情報の「提供の自由」に関わる決定も行っている。例えば、Evanston 公共図書館（イリノイ州）では、強盗が拳銃を発砲している描写のある絵本を書架から撤去するか、あるいは、表紙にそうした場面が描写されていない新しい版の差し替えを求める住民からの要求に対して、これを拒否する決定をした [35]。また、Nampa 公共図書館（アイダホ州）では、性に関する深い図書の取り扱いについて、未成年への影響を考慮した利用制限を解除し、通常の貸出を認めることを承認した [36]。さらに、Berkeley 公共図書館（カリフォルニア州）や South Carolina 州立図書館（サウスカロライナ州）では、国や州による補助金を伴うインターネット端末へのフィルタリングソフトの導入推進政策に対して、これを導入しないと決定した [37] [38]。

（5）利用者の問題行動への対応

一部の（約 50 名程度）中学生が、他の利用者や職員の邪魔をしている事態への対応として、放課後の時間帯（午後 2 時 45 分から 5 時まで）の閉館を決定したものの、地域からの、また全国的な非難を受けて、後日その決定を取り消すことにした Maplewood Memorial 図書館（ニュージャージー州）[39] や、来館者による飲酒やドラックの使用、暴力団への勧誘や脅迫的な行為に対する住民からの非難に対応するために、特別委員会を設置した Hartford 公共図書館（コネチカット州）[40] など、利用者の問題行動の対応に関わる決定をしている。

4. おわりに

図書館関連雑誌に掲載された記事にもとづく調査により、近年の図書館委

員会においては少なくとも、(1) 図書館長の選出・解雇、及び、現職館長の業務に関する問題への対応、(2) 図書館予算、及び、資金に関する諸々の課題への対応、(3) 図書館計画の策定や実施、分館の閉鎖、(4) 図書館資料・情報の「提供の自由」に関する判断、(5) 利用者の問題行動への対応、に関する意思決定を行っていることが明らかになった。さらに、館長の選出・解雇や分館の閉鎖に関する事例からは、その意思決定に一般住民の意向との緊張関係があることが分かる。また、現職館長の業務、資金、資料・情報の「提供の自由」に関する意思決定では、個別の状況に応じた判断が要請されている。いずれにしても、住民から選出された委員により構成された図書館委員会が、図書館運営の重責を担っている。

本稿では図書館委員会について、その意思決定権限という観点から「何を決定しているのか」の一端を明らかにしたことになる。今後の課題として、「誰が」「どのように」決定しているかを明らかにすることがある。

「誰が」に関して、アーンスタインの参加の8階梯では“参加の階梯の上位の段階に位置づけられている市民が計画主体としての力をどの程度備えているかという考察は捨象されている”とする早田の指摘⁹⁾〔p.212〕は示唆的である。制度化された権限のもとで合理的・正統的な意思決定を行うために、どのような属性の住民が委員として選出されているのかという状況把握と、どのような能力が求められるのかという理念的な観点からの検討が必要である。併せて、州議会が委員の人数削減や任命手順の変更を決定したAtlanta-Fulton 公共図書館システム（ジョージア州）¹⁵⁾や、市長や区長により解雇された委員が復帰を求める民事訴訟で敗訴した Queens 地区公共図書館（ニューヨーク州）¹⁶⁾などの事例からは、委員の選出や解雇に関するプロセスについても、着目する必要があると言える。

「どのように」に関しては、図書館長との関係がある。小規模図書館の運営のあり方を追究する Pearlmuter と Nelson は、図書館長と図書館委員会は、それぞれの異なる役割や責任をお互いが理解し尊重しあうことが必要であると指摘したうえで、図書館長は図書館委員会に対して、簡明で時機にかなつた情報提供や、会議の場における発言を促すこと（但し、強制はしないこと）、新任委員への適切な情報提供や施設案内、議題に関する委員長との事前の協

議等を行うべきであるとし、会議に遅れる、会議の準備をしていない、頭文字で省略した専門用語で話す、予定外の提案を持ち出すなどの行為を戒めている¹⁷⁾。図書館長がどのように図書館委員会の意思決定を支援しているのか、「素人統制の思想」の観点からの検討が必要である。また、行政や議会、一般住民、友の会等の、図書館に関わる利害関係者との関係に着目することも必要である。

最後に、図書館運営を郡政府の一部門が担い、図書館委員会は諮問的な役割を果たす組織として位置付けられることになったKnox郡（テネシー州）や¹⁸⁾、州内全ての図書館の運営を地方政府が直接担うものとする法案が州議会で検討されている（可決した場合には、図書館委員会の機能は勧告にとどまることになる）ネブラスカ州の状況¹⁹⁾もあることから、図書館委員会の今後の位置づけについても注視していく必要があると考える。

謝辞

本稿はJSPS科研費26330371の助成を受けたものです。

引用文献

- 1) “図書館委員会”. 図書館用語集. 4訂版, 日本国書館協会, 2013, p.220.
- 2) “図書館委員会”. 図書館情報学用語辞典. 第4版, 丸善, 2013, p.172.
- 3) 平野美恵子. “1.2.1 公共図書館の設置・運営に関する法的基盤”. 米国の図書館事情2007:2006年度国立国会図書館調査研究報告書. 国立国会図書館関西館図書館協力課, 2008, p18-19. (図書館研究シリーズ, No.40). <http://current.ndl.go.jp/files/series/no40/lss40.pdf>, (入手 2015-12-20).
- 4) 山本順一. “1.1.1 図書館の運営形態”. 米国の図書館事情2007:2006年度国立国会図書館調査研究報告書. 国立国会図書館関西館図書館協力課, 2008, p11. (図書館研究シリーズ, No.40). <http://current.ndl.go.jp/files/series/no40/lss40.pdf>, (入手 2015-12-20).
- 5) 塩見昇. “第5章 図書館協議会”. 図書館法と現代の図書館. 塩見昇, 山口源治郎編著. 日本国書館協会, 2001, p.154-167.
- 6) 糸賀雅児, 薫袋秀樹. 図書館制度・経営論. 樹村房, 2013, p.115-116.

- 7) Arnstein, Serry R. A Ladder of Citizen Participation. JAIP, 1969, Vol.35, No.4, p.216-224. 稲垣浩昭. 自治体ガバナンス. 放送大学教育振興会, 2013. p.175-178. による。
- 8) 榊原秀訓. “第1章 住民参加の展開と課題”. 住民参加のシステム改革. 室井力編. 日本評論社, 2003, p.22.
- 9) 早田宰. “計画主体論の再構築をめざして”. 都市計画の理論：系譜と課題. 高見沢実編著. 学芸出版社, 2006, p.210-213.
- 10) 澤田道夫. 地方政府における行政組織の意思決定をめぐる基礎理論的研究：自治効率の観点から見た来るべき協治社会の展望.
<http://www.pu-kumamoto.ac.jp/~sawada-m/articles/2009decision-making-all.pdf>, (入手 2015-12-20).
- 11) 牧田義輝. 住民参加の再生：空虚な市民論を超えて. 効草書房, 2007. p.127-131.
- 12) Burns, D., Hambleton, R., Hoggett, P. The Politics of Decentralisation. Macmillan, 1994. p.162-163.
- 13) 田村明. 自治体学入門. 岩波書店, 2000. p.127.
- 14) 佐藤徹. “第1章 市民参加の基礎概念”. 新説 市民参加. 改訂版. 2013. p.19-25.
- 15) Atlanta-Fulton PL Board Has Holdovers. Library Journal, 2004, Vol.129, Issue15, p19.
- 16) Enis, Matt. Public : NYC Mayor & Borough President Appoint New Queens Trustees. Library Journal, 2014, Vol.139, Issue15, p11.
- 17) Pearlmuter, Jane. Nelson, Paul. when SMALL is all. American Libraries, 2011, Vol. 42, p44-47.
- 18) UPDATES. American Libraries, 2003, Vol.34, Issue6, p24.
- 19) Warburton, Bob. NE Libraries : City Departments? Library Journal, 2015, Vol.140, Issue19, p12-13.

付表 1 調査対象記事

意思決定のテーマ (調査結果)	出典 番号	タイトル 著者名 誌名、巻号、ページ付(年・月)	図書館名 (所在する州)
		noted & quoted.	Dundee Township Public Library District (ミネソタ州)
	1	Peterson-Sloss, Celeste. Computers in Libraries, Vol.24,Issue3,p55-58(2004.3) 復讐に向けて—ニューオーリンズ公共図書館長を算集	New Orleans Public Library (ルイジアナ州)
	2	カレントアウェアネス-E, No.99(2007.1) http://current.ndl.go.jp/e897	(ニューオーリンズ州)
	3	Oder, Norman. Library Journal, Vol.127,Issue17,p15(2002.10) New Knoxville Interim Director Greeted with Boos.	Knox County Library system (テネシー州)
	4	G.M.E. American Libraries, Vol.33,Issue9,p19(2002.10) Berkeley PL Picks New Director.	Knox County Library system (テネシー州)
	5	Oder, Norman. Library Journal, Vol.132,Issue1,p22(2007.1) Beware the Itinerant Director.	Berkeley Public Library (カリフォルニア州)
	6	Casey, James B. American Libraries, Vol.35,Issue6,p52-53(2004.6/7) Mpls. Salary Cap Stymies Search.	Oak Lawn Public Library (イリノイ州)[注:著者の所属]
	7	Oder, Norman. Library Journal, Vol.127,Issue19,p18(2002.11) BRIEFS.	Minneapolis Public Library (ミネソタ州)
	8	American Libraries, Vol.33,Issue9,p28(2002.10) Mpls. Director Won't Need MLS.	Minneapolis Public Library (ミネソタ州)
	9	Dimattia, Susan. Library Journal, Vol.127,Issue15,p20(2002.9) Atlanta-Fulton PL Director Gets More Authority, Training.	Atlanta-Fulton Public Library (ジョージア州)
	10	American Libraries, Vol.35,Issue4,p17~18(2004.4) New Jersey Director Blasted for Requiring Subpoenas.	Hasbrouck Heights Public Library (ニュージャージー州)
	11	Landgraf, Greg. American Libraries, Vol.31,Issue7,p12(2006.8) 金持ちなしの富出配継提出を拒んだ館長、非難される(米国)	Hasbrouck Heights Public Library (ニュージャージー州)
	12	カレントアウェアネス-R 2006.6.23発信 図書館長が修士号を取るまで助成金はカット(米国)	http://current.ndl.go.jp/node/4139
	13	カレントアウェアネス-R 2007.12.33発信 Tomah Public Library (ワイオミング州)	http://current.ndl.go.jp/node/6924

意思決定のテーマ (調査結果)	出典 番号	タイトル 著者名 誌名・巻号・ページ付(年・月)	図書館名 (所在する州)
(1) 図書館長の人事	14 Oder, Norman. Library Journal. Vol.127 Issue 2 p20(2002.2)	Minn. PL Director Is Not Rehired.	Minneapolis Public Library (ミネソタ州)
	15 American PL Director Resigns.	Rockford Public Library	(イリノイ州)
	16 2008.10.9参考 カレントアウェアネス-R http://current.ndl.go.jp/node/9009	資金難のため図書館長をレイオフ(米国)	Carnegie Library of Homestead (ペンシルベニア州)
	17 American Libraries. Vol.38 Issue 11 p21~22(2007.12)	Boston Board Ousts Director Margolis.	Boston Public Library (マサチューセッツ州)
	18 B.G.	Patrons Vow Revenge after Illinois Director Fired.	Lincolnwood Public Library (イリノイ州)
	19 American Libraries. Vol.35 Issue 8 p20(2002.9)	"Library of the Year"受賞図書館に何が起ったか? (米国) カレントアウェアネス-E No.8/7(2006.7) http://current.ndl.go.jp/e513	Gwinnett County Public Library (ジョージア州)
	20 2006.6.14参考 カレントアウェアネス-R http://current.ndl.go.jp/node/4100	「貸し出し量銀」の公共図書館長、解雇される(米国)	Gwinnett County Public Library (ジョージア州)
	21 Akron Trustees Approve Borrowing to Restore Cuts.	Akron-Summit County Public Library (オハイオ州)	
	22 American Libraries. Vol.35 Issue 5 p21(2004.5)	Providence to Keep Branches Open.	Providence Public Library (ロードアイランズ州)
	23 Ohio PL Gets \$10 Million Bequest.	American Libraries. Vol.37 Issue 8. p14~16. 2p. Sep/2006.	Pickaway County District Public Library (オハイオ州)
(2) 財政	24 Allison.	Blumenstein, Lynn. Evanson Gets Library Fund.	Evanston Public Library (イリノイ州)
	25 Warburton, Bob.	Oder, Norman; Blumenstein, Lynn; Hadro, Josh; Rapp, David; Zisko, Library Journal. Vol.132 Issue 2 p20(2007.2)	San Antonio Public Library (テキサス州)
	26 Blumenstein, Lynn.	Tacoma, Pierce City, Try Reciprocation.	Tacoma Public Library (ワシントン州)
	27 2008.14参考 カレントアウェアネス-R http://current.ndl.go.jp/node/4445	Library Journal. Vol.133 Issue 10 p20~20(2008.6)	Jackson-Madison County Library (テネシー州)

意思決定のテーマ (調査結果)	出典 番号 誌名・巻号・ページ付(年・月)	タイトル 著者名 Stocum, Melonie.	図書館名 (所在する州) Jacksonville Public Library (フロリダ州)
	28 Transformation. Florida Libraries. Vol.50 Issue 2, p18~20(2007)	DESTINATION: next. Jacksonville Public Library's Journey toward	
	29 Chart, Ian. Public Books in Dumpsters Spark Debate. Library Journal. Vol.128 Issue 17, p14~14'(2013.10)		Fairfax County Public Library (バージニア州)
	30 Survival Uncertain For Minneapolis Branches. American Libraries. Vol.31 Issue 9, p.12(2006.10)		Minneapolis Public Library (ミネソタ州)
(3) 図書館計画	31 Boston Closes Four Branches. Oder, Norman; Blumenstein, Lynn; Gencic, Barbara; Hoffert, Barbara; Miller, Rebecca. Library Journal. Vol.135 Issue 8, p12(2010.5)	Boston Public Library (マサチューセッツ州)	Buffalo & Erie County Public Library System (ニューヨーク州)
	32 カンレントアウェアネス-E. No.65(2005.9)	図書館の閉鎖を回避する－米国における最近の動き http://current.ndl.go.jp/e370	
	33 Fate Of Providence Central Library Up In The Air. Oder, Norman; Albanese, Andrew; Blumentstein, Lynn; Hadro, Josh. Library Journal. Vol.134 Issue 9, p14(2009.5)		Providence Public Library (ロードアイランド州)
	34 Group Seeks to Run Providence Branches. American Libraries. Vol.40 Issue 3, p22~23(2009.3)		Providence Public Library (ロードアイランド州)
	35 W. M. Pinkerton' to Stay on Shelves.		Evanston Public Library (イリノイ州)
	36 カンレントアウェアネス-S-R 2008.9.19発信	性に關連の深い書籍の取扱い、一括三軒 http://current.ndl.go.jp/node/8851	The Nampa Public Library (アイダホ州)
(4) 資料提供の自由	37 American Libraries. Vol.32, Issue 11, p28(2001.12)		Berkeley Public Library (カリフォルニア州)
	38 State Library and Local Public Library Relationships: A Case Study of Legislative Conflict Within South Carolina from the Principle/Agent Perspective. Ward, Robert C.		South Carolina State Library (サウスカロライナ州)
	39 NJ PL Reverses After-School Plan. Oder, Norman. Public Library Quarterly. Vol.23 Issue 1, p43~60(2004)		Maplewood Memorial Library (ニュージャージー州)
(5) 利用者の問題行動	40 American Libraries. Vol.39 Issue 7, p26~27(2008.8)		Hartford Public Library (コネチカット州)